

# 高血圧・脂質異常症・糖尿病にて通院中の患者様へ

## 2024年6月診療分より 特定疾患管理料から生活習慣病管理料への移行についての 重要なお知らせ

2024年度診療報酬改定に伴い、上記3疾患についてこれまで当院で算定してきました『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行を行うよう厚生労働省より通達が出されました。

当院においては、従来より生活習慣病に力を入れており、医師による診察・投薬だけでなく、看護師による生活指導、栄養士による食事指導、検査技師による各種検査、理学療法士による運動指導、歯科受診勧奨など、多職種連携による生活習慣病のトータルケアを目指してきました。  
本改定に伴い、2024年6月1日より、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行させて頂くこととなります。

患者様にはご不便をおかけ致しますが、**6月1日以降、高血圧、脂質異常症、糖尿病の患者様にはお1人様1回（初回）のみ『療養計画書』へ署名（サイン）を看護師やその他スタッフからご依頼します**ので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

### 診療報酬改定に伴う自己負担額の目安

I 現行	
再診料	73点
外来管理加算	52点
<b>特定疾患療養管理料</b>	<b>87点</b>
処方箋料	68点
特定疾患処方管理加算2	66点
合計	<b>346点</b>

※検査・その他加算等については、別途費用が発生します。



II 2024年6月以降	
再診料	75点
—	—
<b>生活習慣病管理料（II）</b>	<b>333点</b>
処方箋料	60点
合計	<b>468点</b>

※検査・その他加算等については、別途費用が発生します。

生活習慣病管理料（II）への変更に伴う影響	1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
	120円程度	240円程度	360円程度